

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ NPO法人への寄付

Q : NPO法人への寄付について、優遇措置が設けられたと聞いたのですが、本当でしょうか。

A : 認定NPO法人への寄付については、特例措置が創設されることになりました。

【解説】

特定非営利活動促進法に基づくNPO法人のうち、一定の要件、基準を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定NPO法人）の活動を政策的に支援する観点から、次のような特例措置が創設されることになりました。平成13年10月1日から適用されます。

(1) 所得税

個人が認定NPO法人に対して寄付（寄付をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます）をした場合には、特定寄付金として寄付金控除が認められます。

(2) 法人税

法人が支出した認定NPO法人に対する寄付金について、一般の寄付金の損金算入限度額とは別に、その損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。ただし、限度額の計算は、特定公益増進法人に対する寄付金と合わせて行うことになります。

(3) 相続税

相続又は遺贈により財産を取得した者が認定NPO法人に対して相続財産等の寄付をした場合には、その者等の相続税等が不当に減少する場合を除き、その寄付に係る財産の価額をその者の課税価格の計算の基礎に算入しないこととなります。

